

宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会設置要領

(設置)

第1条 宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託業者（以下「委託業者」という。）の適正な選考を行うため、宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委託業者の選考に関すること。
- (2) その他委員会が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、別紙1に掲げる委員で組織する。

2 委員会の委員は、委託業者が決定したとき、その任を解くものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 本会の庶務は、宗像市子ども部子ども育成課子ども育成係において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年1月13日から施行する。
(宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会設置要綱の廃止)
- 2 宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会設置要綱は平成24年1月12日をもって、廃止する。

宗像市少年少女海外派遣研修事業業務委託審査委員会委員

	区分	所属
1	宗像市少年少女海外 派遣研修経験者	ひつじの会
2		
3	市内中学校長会	前回受け入れ中学校長
4	行政	子ども部
5		教育部
6		指導主事

※ 市内中学校長会選出委員については、前回ニュージーランドからの研修団受入を行った中学校長を選定する。

宗像市少年少女海外派遣研修事業委託業務審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 宗像市少年少女海外派遣研修事業委託業者（以下「委託業者」という。）の適正な選考を行うため、宗像市少年少女海外派遣研修事業委託業務審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事業)

第2条 委員会の審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 委託業者の選考に関すること。
- (2) その他委員会が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員で組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 本会の庶務は、宗像市教育委員会子ども課子ども育成係において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本会は、平成17年1月20日に設置する。

附 則

この要綱は、平成21年1月20日から施行する。

別紙1

宗像市少年少女海外派遣研修事業
委託業務審査委員会 委員

	区分	所属
1	宗像市少年少女海外 派遣研修経験者	ひつじの会
2		
3		宗像市教育委員会
4	市内中学校長会	該当年受け入れ中学校長
5	行政	教育部
6		指導主事

※ 市内中学校長会選出メンバーについては、前年度にニュージーランドからの研修団受入を行った中学校長を選定する。

※ 行政選出メンバーについては、教育部より選定する。